

学生支援実施委員会による学生等の表彰に関する申合せ

学生支援実施委員会申合せ
平成 25 年 1 月 6 日

- 1 学生支援実施委員会が行う学生又は学生団体の表彰（奨励賞・特別賞）に関し、必要な事項を定める。
- 2 大阪教育大学学生表彰規程（以下「規程」という。）第3条第1項に基づく選考を行った後、表彰対象外となった学生（卒業または修了予定者）で、学生支援実施委員会（以下「委員会」という。）が在学期間中における学術・課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の範となると認められた場合は、奨励賞または特別賞を授与することができる。
- 3 規程第3条第2項第1号及び第2号に基づく選考を行った後、表彰対象外となった学生または学生団体で、委員会が当該年度において学術・課外活動に顕著な業績または成果を上げたと認められた場合は、奨励賞を授与することができる。
- 4 規程第3条第2項3号に基づく選考を行った後、表彰対象外となった学生または学生団体で、委員会が当該年度においてボランティア活動、人命救助、災害救助等の社会活動で貢献したと認められた場合は、特別賞を授与することができる。
- 5 表彰は、学生支援実施委員会委員長が表彰状を授与することにより行う。
なお、表彰状に添えて、記念品を贈呈することがある。